

椎葉村地域おこし協力隊お試し体験事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、椎葉村地域おこし協力隊の募集中に、応募の意志があり、椎葉村の状況把握、現地での説明および生活体験、試験的な地域おこし協力活動等の体験を行う事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 村は、地域おこし協力隊の募集の目的の理解や村の状況を十分に理解してもらい、応募の促進を図るとともに、着任後の意識の食い違い等が発生しないように、地域おこし協力隊の募集中に、応募の意志があり、椎葉村の状況把握、現地での説明および生活体験、試験的な地域おこし協力活動等を行う事を促進し、予算の範囲内で、その活動にかかる旅費への支援を行う。

(実施申請)

第3条 前条の行為の実施を希望する者は、様式第 1 号による実施申請書を提出しなければならない。

(事業実施にかかる支援対象経費)

第4条 事業実施にかかる旅費の支援対象経費は、居住地からの往復の交通費および椎葉村内での宿泊費の半額とし、5 万円を交付上限額とする。

(事業決定)

第5条 村は実施申請があった場合は、その申請内容を審査により事業決定の可否を行い、様式第 2 号により交付決定通知を行うものとする。

(完了届け)

第6条 交付対象事業が完了した場合は、様式第 3 号による完了届けを、事業完了の日から起算して 20 日以内に提出しなければならない。

(経費の支払い)

第7条 村は、前条の完了届けにより、職員等の旅費に関する条例(昭和 42 年 12 月 15 日条例第 41 号)に準じて、対象経費および支援額を決定し支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は椎葉村補助金等交付規則の定めるところによる。

(附則)

この要綱は、公布の日から施行する。